

# 第6次 沼津市男女共同参画 基本計画

NUMAZU  
The Basic Plan  
for GENDER  
EQUALITY  
6th

お互いを思いやり公正に支え合う

すべての人が居心地よく暮らせるまち 沼津

## はじめに 市長挨拶



本市では、性別に関わらず、すべての人が共にいきいきと輝くまちづくりを推進するため、これまで5次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてまいりました。

その結果として、男女共同参画の意識改革は着実に進んでおりますが、実際の仕事、家事及び育児等の現場では、未だ性別による役割の偏りが見られるなど、意識の変化が必ずしも行動の変化に結びついていないという課題があります。

また、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、困難な問題を抱える女性へのきめ細やかな支援が求められています。

一方、若者・特に女性の大都市圏への転出超過の状況を踏まえると、今後とも、本市が若者・女性に選ばれるまちとなるよう、女性が働きやすく働きがいある環境づくりへの取組や家庭における男女共同参画の推進など、あらゆる場面においてジェンダー・ギャップの解消が求められています。

今回策定した第6次沼津市男女共同参画基本計画では、すべての人が人権を尊重され、性別や性のあり方を問わず互いに支え合うとともに、社会的・経済的格差のない実質的な機会の平等を確保し、個々の能力を發揮しながら多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けた取組の更なる推進を図ることといたしました。

本計画の推進にあたっては、市、市民、事業者及び市民団体が、男女共同参画の現状と課題についての理解を深め、それぞれの主体が積極的に施策へ参画することが重要であります。これまでの皆様のご尽力に感謝するとともに、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましては、沼津市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係者の皆様に貴重なご意見をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

沼津市長 頼重 秀一

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	2

## 第2章 第6次沼津市男女共同参画基本計画の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 計画目標	8
3 基本目標	8
4 重点取組	9
5 計画期間	11
6 計画の位置づけ	11

## 第3章 施策の内容

1 計画の体系図	14
2 施策の方向性及び具体的施策	16
Ⅰ ジェンダー平等を実現するための多様性を尊重する意識改革	
1 ジェンダー平等に関する教育・啓発の充実	16
2 多様性を尊重し共生できる環境の整備	19
Ⅱ ジェンダー平等のもとに心身ともに健康な暮らしの実現	
3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	12
4 生涯にわたる健康づくりと安全・安心で豊かな暮らしに向けた支援	24
Ⅲ 個人・家庭生活を基盤に性別にとらわれず個性と能力を発揮できる環境の整備	
5 ワーク・ライフ・バランス実現の推進	27
6 職場における女性活躍の推進	31
Ⅳ すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくり	
7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	34
8 地域における男女共同参画の推進	36

## 第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	40
2 計画の進捗状況の点検・公表	40

## 資料編

1 計画策定の経過	42
2 男女共同参画推進委員会名簿	42
3 計画策定のための調査	43
4 関係例規	44

# 第 1 章

## 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景

## 1 計画策定の趣旨

本市の男女共同参画の推進は、平成20年4月に「沼津市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、令和2年3月に「第5次沼津市男女共同参画基本計画」を策定し、「家庭」「職場」「教育」「地域」の4つの主要領域において男女共同参画の推進に取り組んできました。

男女共同参画は性別にかかわらず人権の尊重や機会の確保を軸としており、女性活躍の推進と女性に対する暴力の根絶（DV対策）は国の男女共同参画基本計画でも両者が重点分野として位置づけられています。そのため、「第5次沼津市男女共同参画基本計画」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村計画を内包して、女性の活躍や支援、男女間における暴力のない社会を目指すための取組等を推進してきました。

現計画期間が令和7年度末で満了となることから、社会情勢の変化等を踏まえた上で、令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）の市町村計画を包含した「第6次沼津市男女共同参画基本計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。

## 2 計画策定の背景

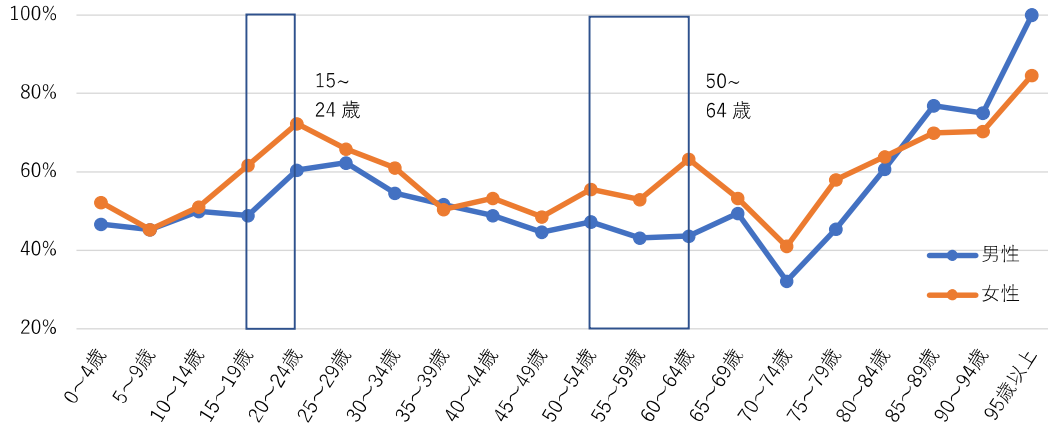
### （1）社会情勢と沼津市の現況

#### ●人口の東京一極集中と若者回復率

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2030年が166,985人と推計され、2020年からの10年間で約18,000人、年間約1,800人減少することになります。また、年齢3区分別人口の推計では、2030年の年少人口は7.9%（13,635人）、生産年齢人口は56.0%（96,085人）、老年人口は36.0%（61,805人）という結果になり、今後も少子高齢化が進行することが予想されます。

また、本市においては、図1の平成27-令和2年度間における県外転出者のうち関東圏へ転出した割合は、特に15～24歳及び50～64歳の世代において、男性より女性の方が高くなっており、進学、就職、キャリアの終盤といった人生の節目において、女性が関東圏への移住を選択していることが読み取れます。

図1 H27-R2 間の県外転出者全体に占める関東圏への移動割合（沼津市）

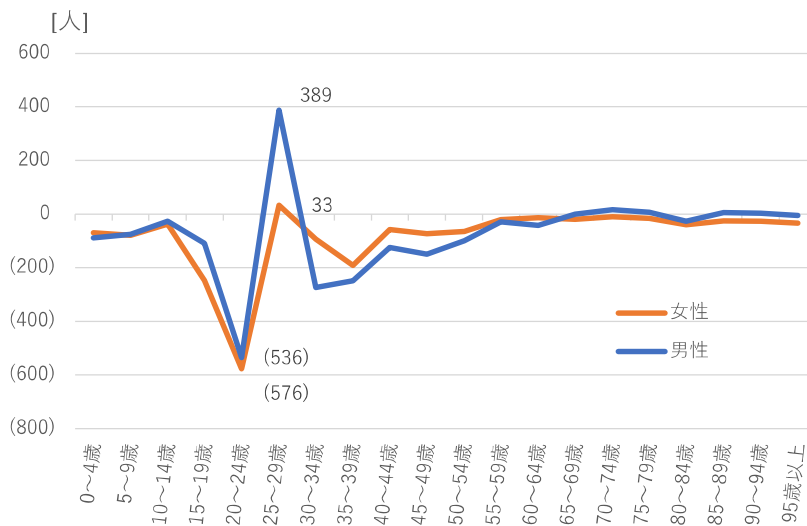


出典：総務省 令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自集計

本市における、平成27年度から令和2年度間での社会減は、20～24歳代が最も多く、男性536人、女性576人であり、一方の社会増は、25～29歳代が最も多く、男性389人、女性33人です。（年齢は令和2年度時点）

令和2年度の若者回復率<sup>\*</sup>は、男性72.6%に対して、女性5.7%で、特に若年女性の人口流出が深刻です。本市における男女共同参画の遅れが一因とも考えられます。

図2 H27-R2 年度間の5歳階級別・性別の社会増減（沼津市）

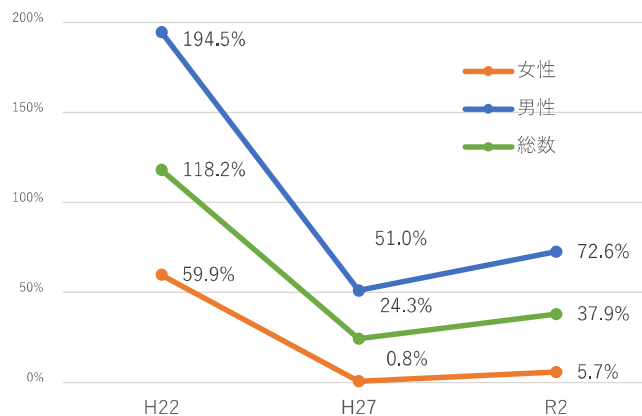


出典：総務省 平成22年度、平成27年度、令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

<sup>\*</sup>若者回復率

若者回復率は、兵庫県豊岡市において提唱されたもので、10歳代の転出超過数に対する20歳代の転入超過数の割合を示した数値です。

図3 若者回復率の経年変化（沼津市）



出典：総務省 平成22年度、平成27年度、令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

## （2）国際社会、国、県の動向

### ●国際社会の動向

平成27年（2015年）に国連で2030年までの世界共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、具体的な17の目標が示されました。「ジェンダー平等<sup>※</sup>」はこの目標5として掲げられており、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント<sup>※</sup>」は、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものである」とされています。ジェンダー平等の実現は、SDGs全体の目的にもなっています。

また、日本は令和7年（2025年）、世界経済フォーラムが経済、教育、健康、政治の各分野で評価を行った「ジェンダー・ギャップ指数<sup>※</sup>」が148か国中118位と、主要7か国の中で最下位となっています。「教育」と「健康」の分野は高スコアであるものの、「政治」と「経済」の分野のスコアが低く、全体の順位を大きく押し下げています。

#### ※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

#### ※ジェンダー平等

本計画においては、男性、女性、LGBTQの方等のあらゆる人にとっての公平・公正という意味で「ジェンダー平等」という表現を使用していますが、法律や条例で規定されているものや男女いずれかの性別への偏りを解消し、対等な参画を促すべき分野では「男女共同参画」という表現を用いています。

#### ※女性のエンパワーメント

女性が社会のあらゆる分野で能力を最大限に発揮し、自らの意思決定に基づき主体的に行動できるようになることです。

#### ※ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表する、各国における男女格差を測る指数のことで、経済分野、教育分野、政治分野、健康分野のデータから算出されます。

## ●国・県の動向

国において、平成 11 年（1999 年）に男女共同参画の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が施行され、施策の基本的方向と具体的な取り組みを定めた法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

地方創生 2.0 では地方において魅力的な職場がないことやアンコンシャス・バイアス<sup>\*</sup>により、若者や女性の東京一極集中が指摘され若者・女性の地方への回帰が求められており、それらを鑑み、現在、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定が進められています。

また、DV 防止法や女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、困難女性支援法、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」など、社会情勢の変化や問題解決、新たな課題への対応に合わせ法整備や法改正が行われています。

また、静岡県においても、平成 13 年（2001 年）に男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、静岡県男女共同参画基本計画を策定しました。現在、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 4 次静岡県男女共同参画基本計画」の策定を進めています。

また、令和 5 年（2023 年）3 月、誰もが人生のパートナーとして安心して暮らせる環境づくりを目指す「静岡県パートナーシップ宣誓制度<sup>\*</sup>」を開始しています。

### (3) 計画の基本的視点

#### ✓基本的視点 1

- ・固定的性別役割分担意識・アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消、慣行の見直し

働き方・暮らし方の変革にあたり、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっています。これらは幼少期からの積み重ねにより形成されていくものであるため、性別に基づく固定観念を生じさせないよう、教育分野において意識啓発を実施するとともに多様な価値観に触れることであらゆる人が暮らしやすい社会基盤を整備することが重要です。また、成人に対しても、固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組を継続して行っていく必要があります。

---

※地方創生 2.0

「地方創生 2.0 基本構想」（令和 7 年 6 月閣議決定）に基づき、今後 10 年間を見据えて、人口減少を正面から受け止めながら、強い経済、豊かな生活環境、安心して暮らせる地方の実現を目指す地方創生の取組。

※アンコンシャス・バイアス

「無意識の思い込み」のことで、性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。

※静岡県パートナーシップ宣誓制度

令和 5 年 3 月から静岡県が開始した制度で、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

### ✓基本的視点2

- ・性犯罪、性暴力や配偶者等への暴力などあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成
- ・多様かつ複合的な困難を抱える女性に対してのきめ細やかな支援
- ・性差に応じた特有の健康課題への支援

誰もが性別にかかわらず能力を発揮できる社会の実現には、人権の尊重と安全・安心な生活環境の確保が不可欠です。そのため、性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力などあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成する必要があります。あわせて、社会的・経済的格差により多様かつ複合的な困難を抱える女性が孤立や困難の連鎖に陥らないよう、きめ細やかな支援を推進することが求められます。さらに、男女の特性に応じた健康課題への理解と支援を進め、誰もが健やかに暮らせる環境を整備していきます。

### ✓基本的視点3

- ・性別に関わらず働きやすく働きがいある環境づくり、育児等との両立支援、多様で柔軟な働き方推進
- ・若者や女性にも選ばれる地域づくり

依然として、育児や介護等の負担が女性に偏り、長時間労働や固定的な性別役割意識も相まって、就業継続やキャリア形成が困難となっています。性別にかかわらず働きやすく働きがいある環境の整備、育児・介護等との両立支援、多様で柔軟な働き方の推進を図るとともに、DXの活用やリスキングの促進等に取り組むことでジェンダー・ギャップを解消し若者や女性にも選ばれる地域づくりを推進します。

### ✓基本的視点4

- ・男女間の実質的な機会の平等、意思決定過程への女性の積極的登用

男女間の実質的な機会の平等を実現するためには、意思決定過程への女性の参画を一層促進することが不可欠です。ポジティブ・アクション<sup>※</sup>を含めた人材登用・育成を強化するとともに、地域社会や防災を含むあらゆる分野に男女共同参画の視点を浸透させ、女性が経済的自立や自己実現を果たすとともに、多様な視点によるイノベーション<sup>※</sup>を通じて地域や社会全体の持続可能性を高めることが求められています。

---

※ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれかの一方に対し当該機会を積極的に提供すること。ポジティブ・アクションは男女共同参画基本法で国・地方公共団体の責務として規定されている。(積極的改善措置)

※イノベーション

従来の仕組みや考え方に、革新的なアイデアや技術を取り入れ、新たな価値を創造すること。

# 第 2 章

## 第 6 次沼津市男女共同参画 基本計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画目標
- 3 基本目標
- 4 重点取組
- 5 計画期間
- 6 計画の位置づけ

## 1 基本理念

本計画は沼津市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念のもと、男女共同参画を図ります。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (4) あらゆる分野における男女共同参画の推進
- (5) 男女のワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の実現
- (6) 国際理解と協調

## 2 計画目標

### お互いを思いやり公正に支え合う すべての人が居心地よく暮らせるまち 沼津

すべての人が人権を尊重され、性別や性のあり方を問わず互いに支え合い、社会的・経済的格差をなくして実質的な機会の平等を実現し、個々の能力を発揮しながら多様な生き方を選択できる居心地の良いまちを目指すことを本計画の目標とします。

## 3 基本目標

- I ジェンダー平等を実現するための多様性を尊重する意識改革
- II ジェンダー平等のもとに心身ともに健康な暮らしの実現
- III 個人・家庭生活を基盤に性別にとらわれず個性と能力を発揮できる環境の整備
- IV すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくり

これらの基本目標を達成するために推進する8つの施策の方向性を示します。

	基本目標	施策の方向性
I	ジェンダー平等を実現するための多様性を尊重する意識改革	(1) ジェンダー平等に関する教育・啓発の充実 (2) 多様性を尊重し共生できる環境の整備
II	ジェンダー平等のもとに心身ともに健康な暮らしの実現	(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (4) 生涯にわたる健康づくりと安全・安心で豊かな暮らしに向けた支援
III	個人・家庭生活を基盤に性別にとらわれず個性と能力を発揮できる環境の整備	(5) ワーク・ライフ・バランス実現の推進 (6) 職場における女性活躍の推進
IV	すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくり	(7) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (8) 地域における男女共同参画の推進

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和がとれた状態のこと。仕事と生活の調和憲章では「仕事と生活の調和が実現した社会」とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

## 4 重点取組

本計画では、条例前文で示す「家庭」・「職場」・「教育」・「地域」の4つを男女共同参画の取り組みの主要領域とし、①家庭・職場・学校・地域を挙げた総がかりでの男女共同参画推進と相互の取組効果の波及、②性別による固定的な役割分担を反映した慣行・既存組織のあり方の不断の見直し、③効果的な目標指標の設定と結果検証の徹底、④ジェンダー平等の視点による、男性の意識・働き方・暮らしの見直しを横断的視点としながら、以下の3つを重点とする取り組みとして、誰一人取り残さないよう、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、「自分らしく」心豊かに生活できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

### (1) 困難な問題を抱える女性への支援の徹底

困難な問題を抱える女性に対しては、複合化した生活課題の解決につながる支援が重要なため、児童福祉、母子福祉、生活困窮者支援、生活保護などを所管する課などが連携し重層的な支援体制の構築を図るとともに、女性相談支援員の専門性の向上を図るなど、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めます。

指標

項目	前回値 (令和3年度)	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
相談窓口の認知度	35.7%	29.8% (R7)	60%
配偶者や交際相手等 からの暴力・ 暴言件数	-	141件	モニタリング指標
学校や職場での ハラスメント 被害件数	-	225件	モニタリング指標
経済的困窮件数	-	157件	モニタリング指標

※モニタリング指標…数値の推移を監視・観察し状況確認する。

### (2) 性別に関わらず全ての人にとって働きやすく働きがいある環境づくりの一層の推進

女性も男性も全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリスクリングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。職場におけるジェンダー・ギャップ解消を推進し、女性の暮らしやすさを向上するなど、すべての人が働きやすく働きがいある職場環境づくりの取組推進や家庭における男性参画の促進、女性の能力発揮のための支援や管理職への積極的登用の推進など、誰もが働きやすい環境づくりに取り組みます。

指標

項目	算出方法	前回値 (令和3年度)	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
固定的性別役割分 担意識に反対する 市民の割合	市民アンケート 調査	68.7% (令和元年度)	76.1%	80%以上
男性の1日当たり の家事関連時間	市民アンケート 調査	1時間6分 (令和元年度)	1時間36分	2時間30分
放課後児童クラ ブ・保育所等 待機児童数	待機放課後児童 クラブ	0人	12人	0人
	保育所等	0人	0人	0人
女性の起業件数	女性の創業者/ 総創業者数	34.7%	38.8%	50%
男女共同参画推進 事業所認定数	推進事業所 認定数	97	111	134

(3) 意思決定過程への女性の参画の一層の加速

男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から意思決定過程への女性の参画を一層加速していく必要があります。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大や地域における男女共同参画、職場における女性活躍を推進し、すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくりにより、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を築きます。

指標

項目	算出方法	前回値 (令和3年度)	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市審議会等への 女性登用率	女性委員/ 総委員数	30.5%	29.9% (R7)	35%
市女性職員の管 理職登用率	女性管理職者数/ 管理職者数 (※教育職、消防 職等を除く)	20.4%	15.2% (R7)	20%
男女共同参画推 進事業所 女性管理職 登用率	推進事業所の 女性管理職登用率 (課長級以上)	-	20.6% (R7)	25%
女性自治会長 登用率	女性の自治会長数/ 自治会長数	4.1%	3.5%	4.8%

※沼津市長が任命権者であるもの

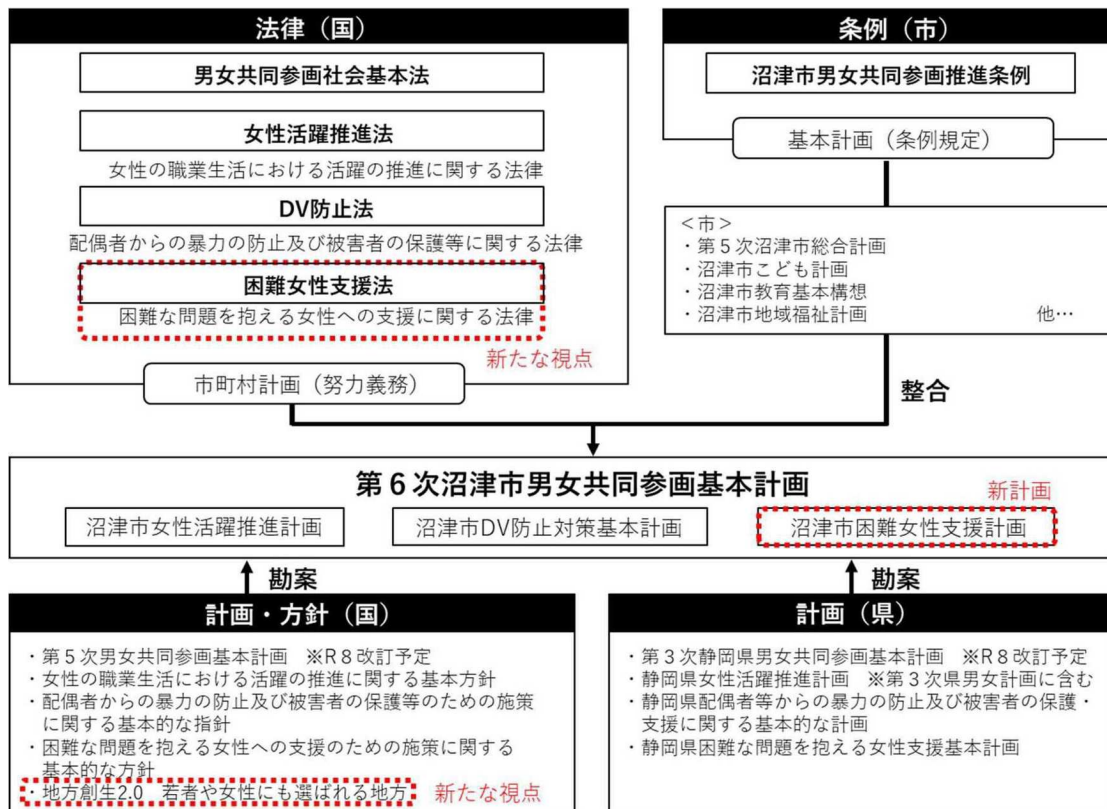
※市審議会等への女性登用率、市女性職員の管理職登用率は(R7.4 現在値)

## 5 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

## 6 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 第 5 次沼津市総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。
- 国の「第 6 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 4 次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し策定しています。
- 本計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に規定される市町村推進計画として位置づけています。
- 本計画は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定されている市町村基本計画として位置づけています。
- 本計画は、困難女性支援法第 8 条第 3 項に規定されている市町村基本計画として位置づけています。





# 第 3 章

## 施策の内容

- 1 計画の体系図
- 2 施策の方向性及び具体的施策

1 計画の体系図

計画目標	横断的視点	関連法	基本理念（条例第3条）を踏まえた基本目標	施策の方向性	具体的施策
<p>お互いを思いやり公正に支え合う すべての人が居心地よく暮らせるまち 沼津</p>	<p>① 家庭・職場・学校・地域を挙げた総がかりでの男女共同参画推進と相互の取組効果の波及 ② 性別による固定的な役割分担を反映した意識・慣行・既存組織のあり方の不断の見直し ③ 効果的な目標指標の設定と結果検証の徹底 ④ ジェンダー平等の視点による、男性の意識・働き方・暮らしの見直し</p>	<p>男女共同参画社会基本法</p>	<p>基本目標Ⅰ</p> <p>ジェンダー平等を実現するための多様性を尊重する意識改革</p>	<p>1. ジェンダー平等に関する教育・啓発の充実</p> <p>2. 多様性を尊重し共生できる環境の整備</p>	<p>(1) ジェンダー平等に関する情報収集・情報発信</p> <p>(2) 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発</p> <p>(3) 教育・保育の場でのジェンダー平等意識の醸成</p> <p>(4) 多様な性のあり方の理解増進と環境整備</p> <p>(5) 国際交流等を通じた多様な価値観への理解促進</p>
			<p>基本目標Ⅱ</p> <p>ジェンダー平等のもとに心身ともに健康な暮らしの実現</p>	<p>重点取組(1)</p> <p>3. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶</p> <p>重点取組(1)(2)</p> <p>4. 生涯にわたる健康づくりと安全・安心で豊かな暮らしに向けた支援</p>	<p>(6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた啓発・防止対策の推進</p> <p>(7) 被害者への相談体制の充実と安全保護・自立支援</p> <p>(8) 性差とライフステージに応じた健康づくりの支援</p> <p>(9) 生活困窮等の困難な問題を抱える人への支援</p> <p>(10) ジェンダー平等の実現に向けた地域環境整備</p>
			<p>基本目標Ⅲ</p> <p>個人・家庭生活を基盤に性別にとらわれず個性と能力を發揮できる環境の整備</p>	<p>重点取組(2)</p> <p>5. ワーク・ライフ・バランス実現の推進</p> <p>重点取組(2)(3)</p> <p>6. 職場における女性活躍の推進</p>	<p>(11) すべての人が働きやすい職場環境づくりの取組推進</p> <p>(12) 家庭における男性参画の促進</p> <p>(13) 働きながら子育て・介護に携わる人への支援充実</p> <p>(14) 女性の能力発揮のための支援と管理職への積極的登用の推進</p> <p>(15) 女性の就労・起業支援</p>
			<p>基本目標Ⅳ</p> <p>すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくり</p>	<p>重点取組(3)</p> <p>7. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>重点取組(3)</p> <p>8. 地域における男女共同参画の推進</p>	<p>(16) 市の審議会等への女性の積極的登用</p> <p>(17) 女性リーダーを養成する施策の充実</p> <p>(18) 地域社会における男女の対等な参画拡大に向けた支援</p> <p>(19) 市民団体等の活動支援・連携促進</p> <p>(20) 男女共同参画の視点をもった防災対策の推進</p>

## 2 施策の方向性及び具体的施策

### 施策の方向性1 ジェンダー平等に関する教育・啓発の充実

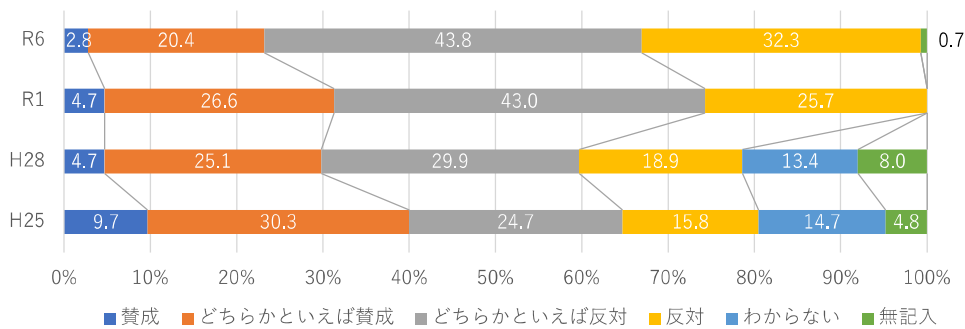
#### ◆現状と課題

令和6年度に実施した市民アンケートの結果によると「男性は仕事、女性は家事」といった性別で役割を分ける考え方に反対する市民の割合は76.1%となっており、性別で家庭内の役割を分けない方向に意識が変化していることが読み取れます。

一方で家庭における家事分担状況について、主として女性の割合が減り、男女同じ程度の割合が増加しているものの、まだまだ家庭内での格差があると言え、意識としては性別で役割を分ける考え方に反対しているものの、実際の行動の変化には至ってない実態が読み取れます。

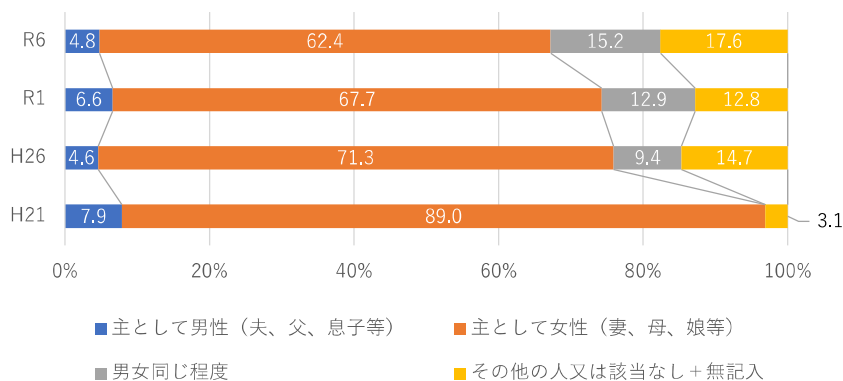
また、教育分野において、幼少期を含む教育現場でジェンダー平等意識の定着を推進し、多様なキャリア教育を行うことでSTEM分野<sup>※</sup>等、性別にかかわらず個性にあった職業選択を促し、子ども一人ひとりが性別に縛られることなく能力や才能を発揮できる教育を促進します。

図4 男女の役割を固定的に考えることについて（経年変化）



出典：令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

図5 家庭における家事分担状況（経年変化）



出典：令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

※STEM分野

科学・技術・工学・数学（science, technology, engineering and mathematics）を総称する分野のこと。

## ■ 具体的施策

### (1) ジェンダー平等に関する情報収集・情報発信

あらゆる分野でのジェンダー平等に関する意識の醸成や、環境づくりのための情報収集・広報活動の充実を図ります。

番号	項目	内容	所管課
1	男女共同参画推進の調査やデータ収集。SNSや市ホームページなどを利用した情報発信	現状把握や課題解決策の検討のため国際社会の動向や基礎データを収集する。また、市HPやSNS等で情報発信を行うとともに、市広報物等においてジェンダー平等の観点から指導を行う。	地域自治課
2	図書館からのジェンダー平等の情報発信	男女共同参画やDV防止等に関する図書の紹介コーナーを設置し、市民への情報提供及び啓発を図る。	市立図書館
3	博物館等からのジェンダー平等の情報発信	文化振興課所管施設の博物館等において、年齢や性別にとらわれず誰もが楽しみながら学べる展示に取り組んでいく。	文化政策課

### (2) 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消などジェンダー平等の観点から広報・啓発を行います。

番号	項目	内容	所管課
4 (1)	(再掲) 男女共同参画推進の調査やデータ収集。SNSや市ホームページなどを利用した情報発信	現状把握や課題解決策の検討のため国際社会の動向や基礎データを収集する。また、市HPやSNS等で情報発信を行うとともに、市広報物等においてジェンダー平等の観点からに指導を行う。	地域自治課

(3) 教育・保育の場でのジェンダー平等意識の醸成

教育・保育の現場において、子どもたちが性別にかかわらず互いの人権を尊重する意識をはぐくむための教育や学習を実施します。

番号	項目	内容	所管課
5	人権教育（教職員）	各種研修会で教職員のキャリアに応じ、「一人ひとりを大切にしたい子供主体の授業づくり、学級づくり」「ジェンダー平等の観点からその人の個性を尊重する教職員の育成」等の講義やグループワークを行う。	教職員研修センター
6	ジェンダー平等に関する研修の実施（教職員等）	男女共同参画・ジェンダー平等に関する研修や講座の情報を提供し、校内研修会の開催や授業実践を促す。 学校の授業において、男女共同参画・ジェンダー平等に係る内容を扱うとともに、保護者へ実践を伝えることで、家庭への啓発を図る。	学校教育課
7	ジェンダー平等に係る学習の実施（児童・生徒）	学校教育において、保育・介護・職業等の体験学習を行う。	学校教育課
8	多様な選択ができる進路・就職指導	性別にかかわらず個性にあった、多様なキャリアを選択できる進路指導を行う。	学校教育課
9	職業講話の実施	小・中学校において、男女共同参画の視点を取り入れた「職業講話」を行う。また、男女共同参画に関する学びを、教育・家庭など分野横断的に取り組む。	地域自治課

## 施策の方向性 2 多様性を尊重し共生できる環境の整備

### ◆現状と課題

誰もが安心して暮らせる地域を実現するためには、性的マイノリティの方や外国人等を含む、多様性を前提とした相互理解・尊重が必要です。

LGBTQ\*（性的マイノリティ）についての認知度は、77.5%となっており、言葉は浸透してきていますが、社会の理解不足、差別や偏見、そして就労や医療における困難など様々な課題があります。

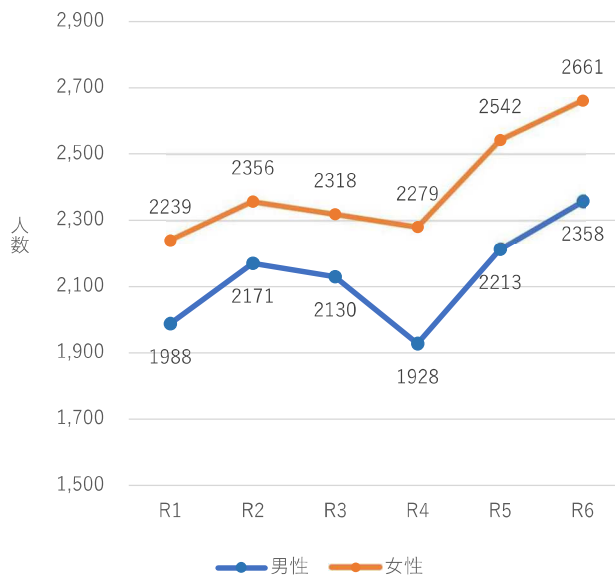
また、市内には多くの外国人が生活しており、年々増加しています。外国人との交流を通じ国際理解・異文化交流を深めるとともに、本市で生活する外国人が性別にかかわらず地域社会の一員として活躍し、安心して暮らせるよう、対応言語の拡充などにより、多様化する相談に応じ外国人の地域での生活を支援する必要があります。

図6 LGBTQという言葉の理解度（経年変化）



出典：令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

図7 沼津市の外国人人口の推移（各年4月1日現在）



出典：住民基本台帳

※LGBTQ

性的マイノリティ全般を表す表現で、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニング/クィア(Q)を総称する言葉。

■具体的施策

(4) 多様な性のあり方の理解増進と環境整備

性の多様性についての理解・尊重のための学習機会の提供や啓発を実施します。

番号	項目	内容	所管課
10	性的マイノリティの相談体制づくりと性の多様性の学習機会の提供	性的マイノリティに対するスムーズな相談対応の体制づくりを行うとともに、あらゆる世代に多様な性のあり方を尊重する学習機会を提供する。	地域自治課
11	性教育・性の尊重と支援体制の確立（教育の場）	小中学校における性教育・性の尊重にかかる教材を整備するとともに、各学校で、児童・生徒に対して包括的性教育を行い、性に対する支援体制の確立を図る。	学校教育課

(5) 国際交流等を通じた多様な価値観への理解促進

多様な文化や価値観の違いを理解し、すべての市民が共生できる社会基盤を整備します。

番号	項目	内容	所管課
12	青少年健全育成事業の実施による児童・生徒の教育支援	青少年健全育成事業を実施し、青少年が男女共同参画を取り上げる機会を提供する。	生涯学習課
13	「国際交流フェア」の実施	在住外国人と市民との交流事業「国際交流フェア」の実施により、国際理解・異文化交流を深めるとともに、国際的視野で男女共同参画についての理解を深める。	地域自治課
14	外国人住民の相談窓口の拡充	外国人住民相談窓口の対応言語の拡充により、多様化する相談に応じるとともに、日本の各種制度や生活情報などの情報提供を拡充させる。また、日本語習得のための講座開催などにより在住外国人の地域での生活を支援する。	地域自治課



## 施策の方向性3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

### ◆現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）等の女性等に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成や女性活躍の推進を阻む大きな要因となっています。

相談件数は減少傾向にありますが、過去1年のハラスメント経験は増加しており、支配やコントロールというDVの本質は変わらない一方で、夫婦、恋人、子ども、男性などのDVの対象、家庭、職場、介護現場などのDVが発生する場所、身体的、心理的、性的、経済的などの形態及びSNSを利用した手段など、DVの内容は多様化・複雑化しています。

女性等に対する暴力の根絶のためには、DVは人権侵害であることや、暴力の意味や種類を一人ひとりが正しく理解し、暴力の未然防止とDVを許さない社会意識の醸成が必要です。併せて、関係機関が緊密に連携し被害者が安心して相談できる体制づくりや、被害者の相談、保護、自立に向けた支援を行うとともに、再発や深刻化を防ぐ支援を行う必要があります。

図8 市窓口におけるDVの相談件数

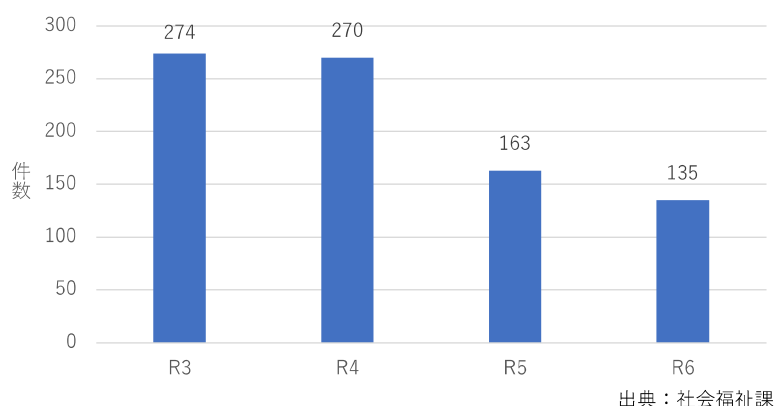
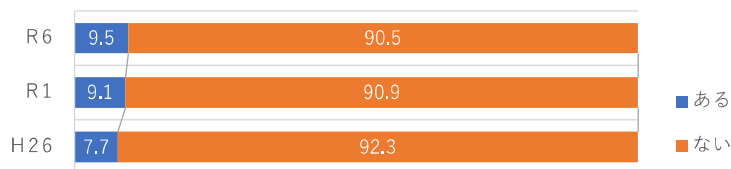


図9 過去1年間にハラスメントを受けた（経年変化）



※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的な暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

※セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

職場などにおいて性的な言動によって相手に不快感や屈辱感を与え、就業環境を悪化させる行為

※マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児などを理由として、職場で不当な扱いや嫌がらせを受けること。

## ■具体的施策

### (6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた啓発・防止対策の推進

セクハラ・マタハラ・DV・性犯罪等の女性等へのあらゆる暴力の根絶に向けた防止対策の充実を図ります。

番号	項目	内容	所管課
15	女性への暴力防止啓発や防止情報の発信	セクハラ・マタハラ・DV・性犯罪等の女性等への暴力防止に向けた啓発や防止関連情報を発信する。	社会福祉課
16	ハラスメントの防止(市役所)	市役所におけるハラスメントの現状を把握し、相談体制の充実とハラスメントの防止に向けた取組を行う。	人事課
17	ハラスメントの防止(教育の場)	教育の場でのハラスメントの把握を行い、防止に関する啓発を行うとともに、相談体制を充実する。	学校教育課

### (7) 被害者への相談体制の充実と安全保護・自立支援

セクハラ・マタハラ・DV・性犯罪等の女性等へのあらゆる暴力に関わる相談体制の充実と被害者保護や自立支援を実施します。

番号	項目	内容	所管課
18	人権相談の実施	男女差別などによる人権侵害について悩みを抱える被害者に対し、関係機関と連携し、問題解決に向けた適切な相談窓口の案内、助言など必要な支援を行っていく。	生活安心課
19	DV 被害者等の相談体制の充実	DV 被害者の早期発見・相談体制づくりと相談員のスキル向上を図る。(性的マイノリティ・性犯罪の相談を含む)	社会福祉課
20	DV 被害者の安全な保護	DV 被害者の保護と安全な避難を支援するとともに、関係機関との連携を図り、被害者の自立に向けた生活支援(含、子どもの支援)と二次被害を起こさないよう支援体制を強化する。	社会福祉課
21	DV 等の被害者への適切な対応	DV 等の被害を受けていると思われる患者に対して、院内チームで協議し、関係機関と連携しながら対応する。	医事課
22	児童虐待に関する相談体制の充実と連携強化	児童の面前での DV 等が児童虐待であることを周知・啓発することで、市民の正しい理解につなげ、発生予防と早期発見を図る。児童への被害が発生した家庭へは、直接指導及び必要に応じた支援を実施する。	こども家庭センター

## 施策の方向性4 生涯にわたる健康づくりと安全・安心で豊かな暮らしに向けた支援

### ◆現状と課題

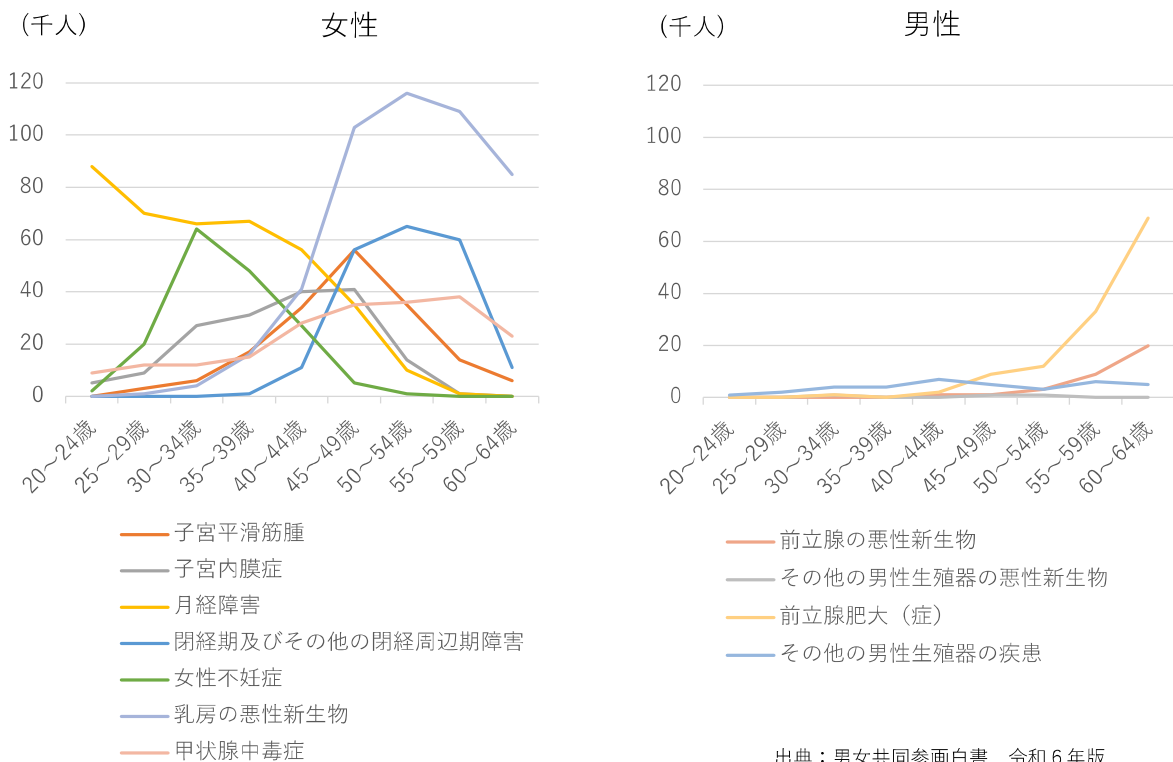
男女が互いの身体的性差を理解し、生涯にわたり心身ともに健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の形成の前提となるものです。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※</sup>（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、妊娠・出産を自身で決定していくことが重要とされています。

また、女性はライフステージごとに性や生殖に関わる様々な問題に直面します。女性自身への支援はもちろんですが、女性の就業率が高い現状を踏まえると、健康経営の観点から職場に対する支援が必要です。

女性が直面する生活困難は、年齢や状況により多様化・複合化しており、高齢女性の貧困率や非正規雇用、単身世帯、ひとり親世帯の増加が深刻な課題となっています。これらの困難は、不安定な雇用や収入格差、社会的孤立を招き、障がいや家族構成などの要因が絡み合うことでさらに複雑化し、貧困の問題が世代を超えて連鎖する可能性があります。若年層への支援や切れ目のない個別対応の自立支援を通じて、次世代への貧困の連鎖を断ち切ることが重要です。

図10 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和2年）



※セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとは、性と生殖に関する機能と活動過程の全てにおいて、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることです。

セクシュアル・リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が性と生殖に関して自己決定でき、そのために必要な情報や手段などを得ることができる権利です。

## ■ 具体的施策

### (8) 性差とライフステージに応じた健康づくりの取組推進

男女が生涯を通じ、健康に生活できるための支援を充実し、ニーズを捉えた施策を進めます。

番号	項目	内容	所管課
23	性教育・性の尊重と支援体制の確立（教育の場）	性に関する正しい知識、ジェンダー、人権、多様性などについての考え方を伝える包括的性教育を実施するとともに、将来の妊娠に向けて自分たちの健康に向き合うプレコンセプションケア※の重要性を啓発する。	健康づくり課
24	性差に配慮した健診事業の実施	婦人がん検診会場（子宮頸がん・乳がん）に託児サービスを設置し、子育て中の親が安心して検診を受けられる環境を整備する。	健康づくり課
25	健康経営の推進	健康経営の視点を取り入れ、従業員の健康づくりに取り組む市内事業所等に対し、「生活習慣病予防」や「こころの健康」「性差やライフステージに応じた女性特有の健康課題」に関する正しい知識の普及・啓発を行い、併せて健康相談等を実施する。	健康づくり課
26	性差に配慮した各種スポーツ教室の開催	身体的差異などの性差に配慮し、市民の健康・体力づくり活動のための各種スポーツ教室等を開催する。	ウィズスポーツ課
27	学習機会の提供による生きがいづくり	市民の生きがいづくりに繋がる学習機会などを通じて、年齢や性別に関係なく、誰もが学ぶ楽しさや仲間づくりの喜びを実感できる環境を整える。	生涯学習課
28	高齢者に対する生活や活動支援	高齢者が安心して社会生活を送るための生活サポートや職業支援及び高齢者が気軽に参加できるイベントの開催、老人クラブやシルバー人材センター等の活動支援などを行う。	長寿福祉課
29	魅力のある職場づくり	職場における健康・環境整備等を通じジェンダー・ギャップ解消を推進し、「女性が働きやすく働きがいあるまち」を目指す。	地域自治課
30	労務制度の情報提供	雇用施策、労働環境整備などに係る法改正等の内容の情報提供やセミナーの開催等を通じて、働きやすい職場環境の構築に向け、周知を図っていく。	商工振興課

※プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うこと。妊娠・出産を望む人たちだけでなく、すべての人にとって、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、自分やパートナーを守るためにも必要なこととされています。

**(9) 生活困窮等の困難な問題を抱える人への支援**

多様化する生活困窮等に対し、切れ目のないサポートを実施します。

番号	項目	内容	所管課
31	DV 被害者や生活困窮の世帯への学習支援	「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯に属する子どもへの学習支援を行う。	社会福祉課
32	障がいのある人の人権理解と相談体制・生活支援	障がいのある人の人権を理解し、社会参加に対する市民のサポート意識の啓発を行う。	障がい福祉課
		障がいのある人の自立した生活への支援及び相談体制を整える。	
33	生活困窮者に対する自立支援	生活に困窮する高齢者や障がい者に対して社会的自立に向けた支援を行う。	社会福祉課
34	ひとり親家庭(母子・父子家庭)への支援	関係機関と連携し、ひとり親専用相談窓口による情報提供や相談機能の充実を図るとともに、職業資格取得のための各種給付金の積極的な活用を図り、ひとり親家庭の自立を促進する。	こども未来創造課
35	教育相談推進事業による児童生徒及び保護者の支援	教育相談推進事業において、悩みを抱える児童生徒に対して、家族を含めた問題状況の把握に努めるとともに、性別に関わらず固有の問題に的確に対応するため、相談員の資質向上に努める。	青少年教育センター
36	生理の貧困への支援(児童・生徒)	安心して学校生活を送ることができるよう、市内全公立小・中学校に生理用品を設置する。	学校施設課

**(10) ジェンダー平等の実現に向けた地域環境整備**

誰もが暮らしやすいまちを目指し様々な主体の意見を反映した環境整備を行います。

番号	項目	内容	所管課
37	「中心市街地のまちづくり」の推進	男女共同参画による中心市街地のまちづくりを推進し、交流人口の増加、定住人口の確保、及び協働のまちづくりへの意識醸成を図るとともに、ヒト中心のまちづくりを展開する。	まちづくり政策課
38	地域住民等と連携した公園整備	様々な世代からの要望による公園の利活用、また地域住民や民間事業者との協議に基づく公園整備を図る。	緑地公園課

## 施策の方向性5 ワーク・ライフ・バランス実現の推進

### ◆現状と課題

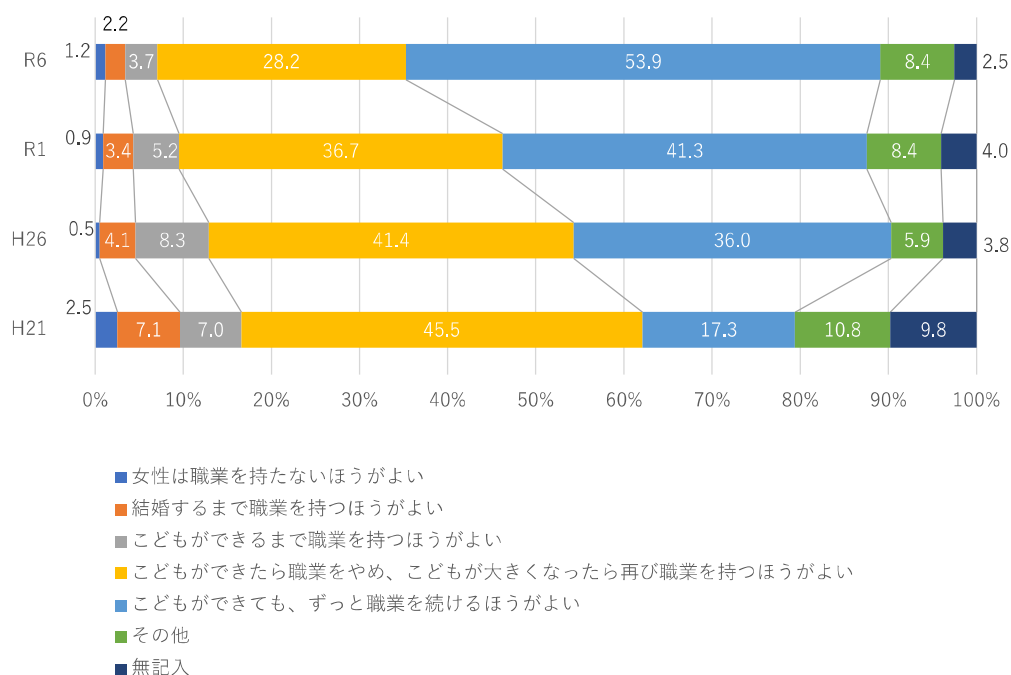
少子高齢化の進行や個人の価値観が多様化する中、ワーク・ライフ・バランスの実現は誰もが充実した生活を送ることができる社会づくりを推進する上で非常に重要な要素となっています。

女性が職業を持つことについて、令和6年度に実施した市民アンケートによると「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」という回答が過半数を超え、女性がキャリアを継続することへの理解は年々大きくなっています。一方で、家庭において「1日の家事・育児・介護時間」は男女間で大きな格差があります。

ワーク・ライフ・バランス推進のためには、労働慣行の見直しや個別の事情等に応じた柔軟な働き方を推進するとともに、ジェンダー・ギャップを解消し女性にとって魅力的な職場環境づくりを支援するとともに、家庭における男性の参画促進と多様なニーズに応じた子育て・介護支援を推進します。

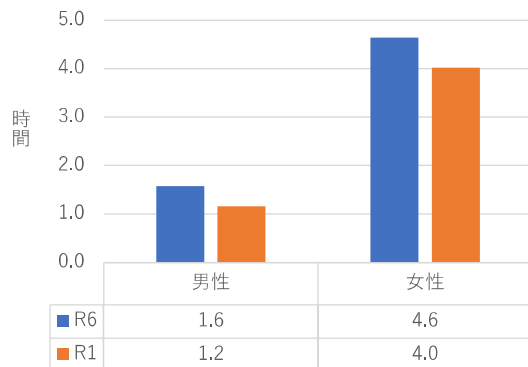
家庭と職場での男女共同参画がもたらす好循環な作用について広く啓発し、企業と個人の意識の変革を促していくことが必要です。

図 11 女性が職業を持つことをどう思うか（経年変化）



出典：令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

図12 1日の家事・育児・介護時間（経年変化）



出典：令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

表1 保育所等・放課後児童クラブの待機児童数

[人]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等	0	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	2	12

出典：こども未来創造課

## ■ 具体的施策

### (11) すべての人が働きやすく働きがいある職場環境づくりの取組推進

行政と企業等の連携により、誰もが個々の能力を発揮することができるよう働き方改革を推進します。

番号	項目	内容	所管課
39 (29)	(再掲) 魅力のある職場づくり	職場における健康・環境整備等を通じジェンダー・ギャップ解消を推進し、「女性が働きやすく働きがいあるまち」を目指す。	地域自治課
40 (30)	(再掲) 労務制度の情報提供	雇用施策、労働環境整備などに係る法改正等の内容の情報提供やセミナーの開催等を通じて、働きやすい職場環境の構築に向け、周知を図っていく。	商工振興課
41 (25)	(再掲) 健康経営の推進	健康経営の視点を取り入れ、従業員の健康づくりに取り組む市内事業所等に対し、「生活習慣病予防」や「こころの健康」「性差やライフステージに応じた女性特有の健康課題」に関する正しい知識の普及・啓発を行い、併せて健康相談等を実施する。	健康づくり課
42	沼津市男女共同参画推進事業所の認定拡大	男女共同参画に積極的に取り組む事業所の認定の拡大を図る。また、認定事業所相互の意見交換等の情報を発信し、働き方改革や女性活躍を推進する。	地域自治課
43	農業における家族経営協定の締結促進	魅力ある農業経営を実現するために、家族間の就業条件や経営の役割分担などの取り決めを行う家族経営協定締結の促進を図る。	農林農地課
44	男性の働き方と職場風土の改革（就労の場）	働き方改革に関する企画や研修を開催するとともに、ワーク・ライフ・バランス実現への取り組みを促す情報提供を行う。	地域自治課
45	男性の働き方と職場風土の改革（市役所）	ワーク・ライフ・バランスの実現や働き方改革の推進のため、長時間労働の是正や各種休暇等の積極的取得を推進する。	人事課
46	男性の働き方と職場風土の改革（教育の場）	教職員の校務分掌や勤務に関して、個々の強みを生かして学校運営に携わること、時間外勤務の縮減に向けた取組のある組織を構築する。	学校教育課
47	情報化による市民サービス向上と行政経営の効率化	沼津市DX推進計画に基づき、デジタル技術を最大限に活用し、市民サービスを向上させるとともに、効率的で持続可能な行政運営を実現する。	デジタル戦略課

(12) 家庭における男性参画の促進

男性の家事・育児などへの参画を促し、家庭から始めるジェンダー平等を目指します。

番号	項目	内容	所管課
48	妊娠・出産に関する支援	夫婦で協力しながら子育てができるよう、育児実習や妊婦体験等を通して男性の育児・家事への参画意識を高める。また、グループワーク等により、夫婦(男女)の認識を共有し、親となる意識を養う。	健康づくり課
49	地産地消と食育の推進	男性も参加しやすい食育講座や調理実習を開催し、家庭内における家事(食事作りなど)への積極的な関与を促す。	健康づくり課
50	ケアワークでの男性活躍	男性の家事・育児といったケアワークへの参画を促すためのセミナーの開催や情報提供を通じて、家庭における男性参画の促進を図る。	地域自治課
51	男性の育児への主体的参画の促進	子育て支援センターにおいて、男性の育児等への参加に関し、きっかけづくりの場を提供する。	こども未来創造課
		子どもが父親や祖父と一緒に本に親しみ、図書館を利用する機会を増やすとともに、男性が育児参加しやすい環境づくりにつなげる。	市立図書館

(13) 働きながら子育て・介護に携わる人への支援

多様なニーズに応じた子育て・介護に係る支援を実施し、仕事と両立しやすい環境を整備します。

番号	項目	内容	所管課
52	子育て期に安心して働ける環境整備	保育所の整備等と相互補完のもと延長保育、一時預かり等、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。	こども未来創造課
		放課後児童対策パッケージに基づき、全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごすことができるよう事業を推進する。	
53	院内保育所「きらら」の運営	院内保育所「きらら」の運営を行うことにより、職員が安心して働き続ける環境を提供する。	病院管理課
54	介護知識等の学習機会の提供	認知症や介護に関心があり、現在、認知症等の高齢者を介護する市民に対し、男女の区別なく家族ぐるみで、認知症や介護の知識等に関する学習機会を提供する。	長寿福祉課
55	介護支援体制と相談体制の充実	地域包括支援センターの活用等により、地域での介護支援体制と相談体制の充実を図る。	長寿福祉課
56	移住希望者に対する求人情報や就職支援、子育て情報等の提供	若い世代(29歳以下)をターゲット層とした情報発信や移住定住施策を行い、ターゲット層の移住相談件数の増加を図る。	ぬまづプロモーション課

## 施策の方向性 6 職場における女性活躍の推進

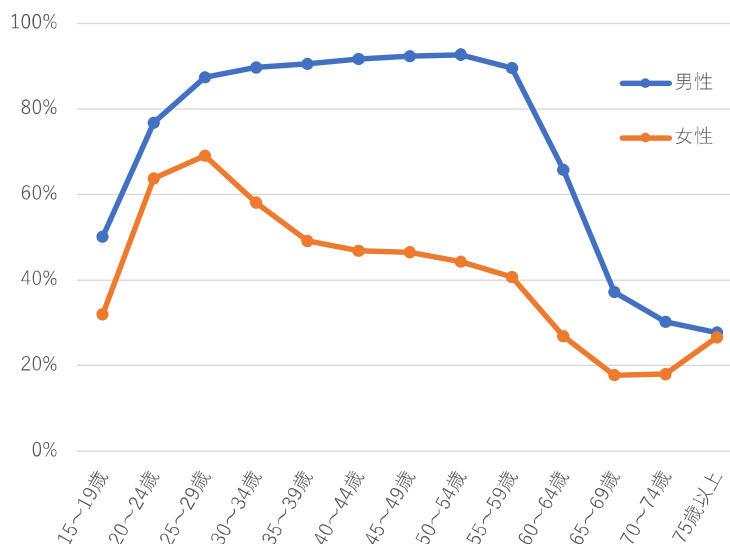
### ◆現状と課題

職場における女性活躍の推進は、ジェンダー平等の観点はもちろん、企業の生産性向上や人材確保、イノベーション創出に直結するものです。しかし、女性の正規雇用率は、20代をピークに年代が上がるほど低くなるL字カーブが見られ、職場における女性活躍は十分とは言えません。

男女雇用機会の均等を出発点として採用・配置・評価・昇進の各段階の公平化を進めるとともに、キャリア形成を支えるスキルアップ研修やロールモデル\*発信の実施、女性の管理職登用を通じ、より女性が力を発揮できる基盤の整備が必要です。

また、再就職や起業に必要な知識・技術の習得にかかる情報や学習機会を提供し、女性の希望に応じた働き方や再就職を支援します。

図 13 沼津市における正規雇用者の割合（令和2年度）



出典：総務省 令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

※ロールモデル

考え方や行動、キャリア形成において、自身が「こうなりたい」と目指す模範となる人物。

■ 具体的施策

(14) 女性の能力発揮のための支援と管理職への積極的登用の推進

市役所・教育の場における管理職等への女性職員の登用を進めるとともに企業等における管理職等への女性の積極登用に向け、学習・研修情報や制度情報を提供します。

番号	項目	内容	所管課
57	女性の積極的登用のための学習・研修情報の提供	女性の管理職への登用で得られる、新しい価値の創造、女性労働者のモチベーションアップ、企業イメージの向上など多くのメリットを企業・各種団体等が活かせるよう啓発する。	地域自治課
58	公共調達を通じた女性活躍の推進	女性の職業生活における活躍を推進している企業を評価し、優遇する。	契約検査課
59	女性職員の管理職への登用促進（市役所）	女性職員のモチベーションの向上及び視野の拡大等を図るため研修への参加を進めるとともに、女性職員に実施したアンケート結果から、女性の管理職登用の弊害となっている要因を探り、積極的登用を推進する。	人事課
60	選挙開票事務における男女平等（市役所）	選挙開票事務への女性職員の参画を推進する。	選挙管理委員会事務局
61	女性職員の管理職への登用促進（教育の場）	女性管理職候補者を積極的に育成し、登用割合の増加につながる取組を行う。	学校教育課
62	水産業における男女共同参画の情報発信	漁協の女性職員等に対し、水産業における男女共同参画に関する情報提供を行う。 また、市民（特に若い世代）に対し、水産業における女性活躍事例を伝える。	水産海浜課
63	水産業における女性参画の支援	女性漁業関係者が主体的に取り組む水産関連施設に係る PR 支援や催事等における魚食普及活動の支援を行う。	水産海浜課
64	女性農業者に対する支援	女性の地域農業に対する考え方を農業施策に反映する。	農林農地課
65	女性技術職員の積極採用	技術職の女性を増やすことで多様性を促進し、平等な機会を提供することで社会的公平性を実現し、持続可能な発展に寄与する。	建設デザイン政策課

(15) 女性の就労・起業支援

女性が社会においてより活躍するためモチベーションアップやエンパワーメント支援を行います。

番号	項目	内容	所管課
66	合同就職面接会等の開催による就労支援	沼津しごと応援サイト「ぬま job」の運営、合同就職面接会の開催及び関係機関との連携等により、企業と求職者のマッチングの促進を図る。	商工振興課
67	女性起業者等に対する情報提供・支援	ぬまづビジネスサポート連絡会を組織し、女性起業者や新規起業創業者に対する課題解決・事業継続に向けた情報提供・支援を行う。	商工振興課
68 (56)	(再掲) 移住希望者に対する求人情報や就職支援、子育て情報等の提供	若い世代(29歳以下)をターゲット層とした情報発信や移住定住施策を行い、ターゲット層の移住相談件数の増加を図る。	ぬまづプロモーション課

## 施策の方向性7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### ◆現状と課題

男女がともに責任を分かち合い男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程において女性の参画拡大を進め、多様な意見を公平・公正に反映させていく必要があります。

これまで、本市は「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」において、市審議会等への女性委員の登用率の目標値を35%と定め、登用の促進に努めてきましたが、令和7年4月1日現在、29.9%と目標であった35%に近づく進捗は見られるものの、更なる働きかけが必要な状況です。

引き続き、政策・方針決定過程への重要な担い手としての女性の役割を再認識し、女性活躍の機会を広げ、能力を伸ばすキャリア教育の取組を行うとともに、政治分野や就労の場における女性のリーダーシップの発揮や意思決定への参画拡大をはじめ、あらゆる分野における女性の登用につなげていく必要があります。また、女性の登用が能力や実績で選ばれることにより、自身の自己実現を図りつつ、キャリア形成の指標となるロールモデルが増えていくことが期待されています。

表2 市審議会等の女性登用率（令和7年4月1日時点）

	審議会等数	うち女性有	委員数	うち女性数	登用率
総務部	8	7	58	13	22.4%
政策推進部	4	4	40	15	37.5%
財務部	2	1	11	3	27.3%
市民福祉部	28	27	385	135	35.1%
産業振興部	9	6	75	17	22.7%
生活環境部	3	2	26	10	38.5%
都市計画部	13	9	145	33	22.8%
沼津駅周辺整備部	2	1	20	2	10.0%
建設部	3	2	26	4	15.4%
水道部	1	1	15	5	33.3%
市立病院事務局	1	0	3	0	0.0%
危機管理課	2	2	77	8	10.4%
教育委員会事務局	47	42	445	148	33.3%
市全体	122	102	1,320	395	29.9%
県内市町平均(R6)	-	-	-	-	30.0%
国(R6)	-	-	-	-	42.0%

出典：地域自治課（政策推進部）

## ■ 具体的施策

### (16) 市の審議会等への女性の積極的登用

政策・方針決定の場での男女の意見が均等に反映されるよう、市審議会等への女性の積極的登用を進めます。

番号	項目	内容	所管課
69	市の審議会等への女性の登用促進	市審議会等への女性の参画拡大のため、「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」に則り、各課への指導及び周知を行う。(目標：女性委員登用率 35%)	地域自治課

### (17) 女性リーダーを養成する施策の充実

政策・方針決定の場への女性の参画拡大を図るため人材育成や意識改革の取り組みを進めます。

番号	項目	内容	所管課
70	政策・方針決定の場に参画する女性の人材育成	政治分野における女性参画促進の普及啓発を実施し、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てる。	地域自治課
71	「地域リーダー養成講座」などへの女性の参画支援	「地域リーダー養成講座」などへの女性の参加を促進し、自治会や地域コミュニティにおける女性の積極的な参画を支援する。	地域自治課

## 施策の方向性8 地域における男女共同参画の推進

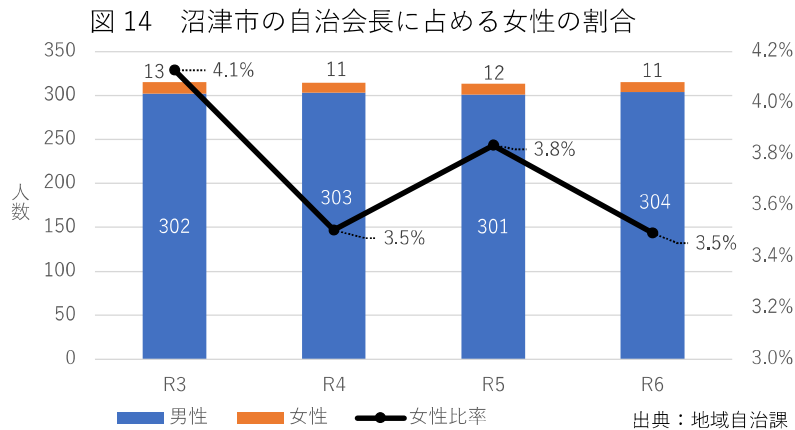
### ◆現状と課題

地域において誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるには、そこに住むあらゆる人々が地域活動に参画し地域づくりを行うことが重要です。また、持続可能な地域活動のためには、女性をはじめとした多様な立場の人々の意見を取り入れながら運営していくことが不可欠です。

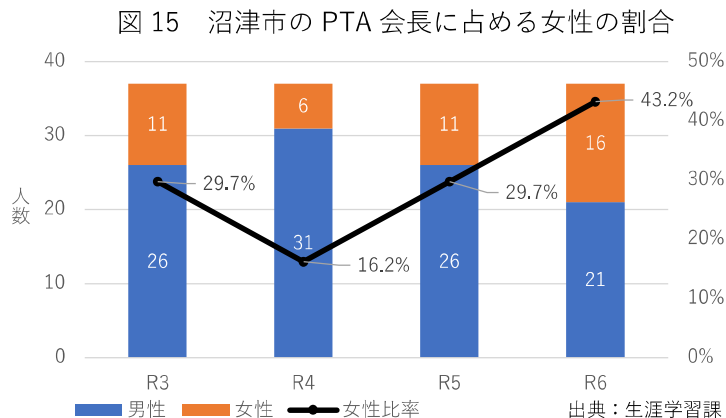
本市における自治会活動において実際の活動には女性の参加が多く見られるものの、自治会長の女性登用率は3.5%と低い状況が続いています。依然として地域における組織を代表する立場や意思決定の場において、女性の登用が十分であるとはいえない状況です。

また、PTA活動においても女性が実務の中心的な役割を担っていますが、PTA会長の女性比率は令和6年度実績で43.2%となっています。女性の就業率・共働き世帯・ひとり親家庭の増加を踏まえ、会議時間の見直しや活動の柔軟性確保等により、より一層、女性が意思決定過程に参画しやすくなることが求められています。

市民アンケート調査において、「女性の意思決定を推進するにはどうしたらいいか」という問いに対し、男女共に多かった考えは「男性の抵抗感をなくすこと」、「家族の理解があること」であり、地域での女性活躍の啓発・実践・評価を積み重ねていくことが重要です。



(参考) 県内市町平均 2.4% (令和6年7月1日時点)



(参考) 県内市町平均 21.6% (令和6年7月1日時点)

## ■ 具体的施策

### (18) 地域社会における男女の対等な参画拡大に向けた支援

性別に関わらず誰もが住みやすい地域づくりをすすめるために、地域活動に参画するための支援を実施します。

番号	項目	内容	所管課
72	「地域づくり講座」の開催	「地域づくり講座」を開催し、地域住民が地域活動を通して、主体的に男女共同参画に取り組めるよう、地域での環境づくりを支援する。	地域自治課
73	自治会や地域コミュニティにおける多様な意見等の反映	地域コミュニティ自らが取り組む地域資源を活かしたまちづくり活動において、企画運営への女性の参画を働きかけ、多様な意見やアイデア等の反映を促す。	地域自治課
74	P T Aの活動支援	性別に関係なく、多様な立場を理解し合い、様々な意見が交わされる会となるよう、沼津市 P T A 連絡協議会の活動を支援する。	生涯学習課

### (19) 市民団体等の活動支援・連携促進

地域社会を支え、女性活躍の領域となりうる N P O などとの連携を強化し、市民の参画を促すための情報発信などを行います。

番号	項目	内容	所管課
75	市民が行う地域活性化の取組支援	性別関係なく全ての者が地域参画を可能とするため、市民をはじめとする様々な主体の地域活性化の取組を支援する。	地域自治課
76	社会福祉協議会やボランティア団体との連携	市社会福祉協議会が実施する地域福祉ワークショップやボランティアの育成等に対する支援を通じ、地区社会福祉協議会や地域住民、事業者等、地域福祉の推進に向けた多様な主体の参加や連携を推進する。	福祉企画課

### (20) 男女共同参画の視点をもった防災対策の推進

地域社会を支える多様な主体との連携を充実し、多様な視点のニーズを的確にとらえた防災対策を推進します。

番号	項目	内容	所管課
77	多様な視点を取り入れた防災対策の推進	多様な視点を取り入れた防災体制づくりを行う。	危機管理課
78	女性消防団員の活動の充実	女性消防団員の活動の充実や、入団を促進する。	危機管理課
79	災害時要援護者避難支援計画の周知及び要援護者への支援	災害時要援護者避難支援計画に基づき、有事の際に活用するだけでなく、平常時の避難訓練や声掛け・見守り等に活用するため、地域において避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を作成する。	福祉企画課



# 第4章

## 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検・公表

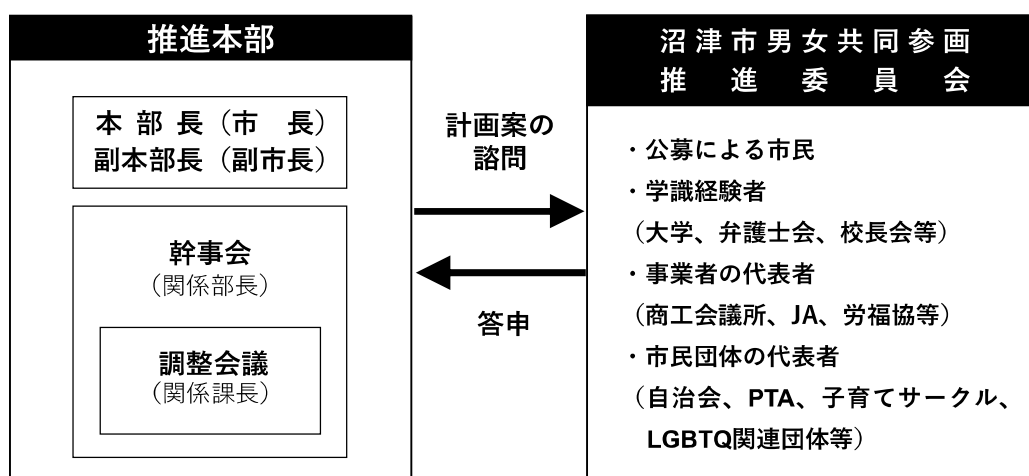
## 1 推進体制

### (1) 沼津市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする庁内組織で、計画の策定及び施策の実施を総合的かつ効果的に推進します。

### (2) 沼津市男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策の円滑な推進のために組織され、本計画をはじめ男女共同参画推進に関する施策について、調査・審議します。



## 2 計画の進捗状況

本計画の推進施策の実施状況などを、毎年取りまとめ、点検・評価を行い、施策の実現に努めます。

また、この実施状況について「沼津市男女共同参画推進委員会」は、意見を述べるすることができます。なお、市は計画の実効性を高めるため、実施状況報告書を公表します。

# 資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 男女共同参画推進委員会名簿
- 3 計画策定のための調査
- 4 関係例規

## 1 計画策定の経過

開催年月日	内容
令和6年6月21日 ～ 7月26日	令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート
令和6年12月6日	令和6年度 第1回 沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議/基本計画体系図の検討
令和7年2月27日	令和6年度 第2回 沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議/施策検討の方向性等に関する意見聴取
令和7年4月2日	第1回 沼津市男女共同参画推進本部/基本計画概要・策定スケジュールの確認
令和7年4月17日	第1回 調整会議/施策の検討依頼
令和7年7月1日 7月18日 8月1日	第1回～第3回 沼津市男女共同参画推進委員会/施策内容の意見聴取
令和7年8月21日	第2回 調整会議/施策の検討
令和7年9月10日	第1回 幹事会/基本計画諮問案の決定
令和7年9月30日	第4回 沼津市男女共同参画推進委員会/基本計画案の諮問
令和7年10月29日	第5回 沼津市男女共同参画推進委員会/基本計画案の答申
令和7年12月18日 ～令和8年1月19日	パブリック・コメント
令和8年2月17日	第2回 幹事会/計画案のとりまとめ
令和8年3月12日	第2回 沼津市男女共同参画推進本部/基本計画案の決定
令和8年3月26日	基本計画の決定

## 2 沼津市男女共同参画推進委員会名簿（五十音順）

No.	氏名	所属等	備考
1	犬塚 協太	静岡県立大学 国際関係学部 教授	委員長
2	佐藤 加奈	公募市民	
3	鈴木 伸彦	富士伊豆農業協同組合 なんすん地区本部長	
4	高原 博美	静岡県弁護士会沼津支部 弁護士	
5	竹口 仁浩	沼津市PTA連絡協議会 理事	
6	仲 英雄	特定非営利活動法人メリメロ	
7	中村 昭子	公募市民	
8	藤井 さやか	子育て応援サークル いちご 代表	
9	細沼 麻里子	沼津商工会議所女性会 会長	副委員長
10	望月 照五	沼津市自治会連合会 理事	
11	薬師神 隆	沼津市校長会 校長	
12	矢田 美紀	公募市民	
13	山田 三保	沼津地区労働者福祉協議会 副会長	

### 3 計画策定のための調査

#### (1) 沼津市男女共同参画に関するアンケートの概要

第5次沼津市男女共同参画基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）の効果を確認するとともに、次期計画策定の基礎資料を作成すべく、広く市民の皆さまの意見をお聞きするため実施した。今回は第6次計画の効果確認と第7次計画の基礎資料とするため、令和11年度に実施予定である。

#### ①調査の設計

調査区域：沼津市全域

抽出方法：住民基本台帳からの等間隔無作為抽出

調査対象：満18歳以上の市民2,200人（男性1,121人、女性1,079人）

調査方法：郵送で配付し、アンケート用紙の郵送又はWEBフォームで回答

調査期間：令和6年6月21日（金）から令和6年7月26日（金）まで

設問数：20問

#### ②配付・回収の結果

地区：全市

発送数：2,200票（男性1,121票、女性1,079票）

回収数：681票（男性244票、女性385票、その他52票）  
（郵送507票、WEB174票）

回収率：31.2%

#### ③設問内容（抜粋）

- ・性別によって役割を分ける考え方をどう思うか
- ・各家庭における役割分担状況
- ・家事・育児・介護を行う平均時間
- ・男性が育児休業・介護休業を取得することをどう思うか
- ・女性が職業を持つことをどう思うか
- ・地域で女性が意思決定する役職に就くことをどう思うか
- ・過去1年間の各種ハラスメントの経験・見聞き
- ・「LGBTQ」の用語の理解
- ・若年層に対して男女共同参画を浸透させるために必要なこと
- ・男女共同参画社会を実現するために沼津市の施策に特に望むこと

## 4 関係例規

### 男女共同参画社会基本法

平成十一年 六月二十三日法律第七十八号  
最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

##### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

##### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

### (人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

### (調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要

があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

**(議長)**

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**(経過措置)**

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたも

のとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**(総理府設置法の一部改正)**

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

**附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十一年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

**(別に定める経過措置)**

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕**

**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

**附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕**

**(施行期日)**

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

**(政令への委任)**

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 沼津市男女共同参画推進条例

平成 20 年 3 月 21 日  
条例第 10 号

すべての人が、その性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、その個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたりどのような状況においても、心豊かに生活できる社会の実現は、私たち市民の願いです。本市では、これまで、すべての男女が共にいきいきと輝くまちづくりを推進するため、男女共同参画の指針となる基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、あらゆる分野で男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い、支えあう男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、家族形態の多様化といった社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、活力ある住みよい地域社会を築くためには、一人一人の人生における仕事と生活の調和が必要であり、職場をはじめ地域や家庭等での取組が求められています。

このため、私たちは、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、新たな課題に果敢に向き合い、男女共同参画の理解を深め、市、市民、事業者及び市民団体が協働して、男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項等を定め、社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者及び市民団体が協働することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する者をいう。
- (4) 市民団体 自治会、PTA、特定非営利活動法人その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (5) 協働 市、市民、事業者及び市民団体が、共通の目的を達成するために、互いに理解し、尊重し、及び

連携し合うことをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活できること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

#### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念ののっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者及び市民団体と協働して行うとともに、国、県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、市民、事業者及び市民団体が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めなければならない。

4 市は、男女共同参画を推進するため、財政上の措置及び必要な体制を整備するよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう、自ら努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、事業者及び市民団体と協働して行うよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動において、男女が対等に参画することができる機会を確保し、及び職場環境を整備するよう努めるとともに、就労者の職業生活と家庭生活との両立を支援するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び市民団体と協働して行うよう努めるものとする。

#### (市民団体の責務)

第 7 条 市民団体は、その運営又は活動に男女が共に

参画する機会を確保するとともに、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び事業者と協働して行うよう努めるものとする。

**(教育に携わる者の責務)**

第8条 社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる者は、その教育の過程において、第3条に規定する基本理念に配慮するよう努めるものとする。

**(性別による権利侵害等の禁止)**

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を行ってはならない。2 何人も、夫婦及び恋人を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

**(公衆に表示する情報の表現への配慮)**

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮しなければならない。

**第2章 男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項**

**(基本計画)**

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ沼津市男女共同参画推進委員会に意見を求めるとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

**(情報提供及び広報活動)**

第12条 市は、男女共同参画について、市民、事業者及び市民団体の理解を深めるため、必要な情報提供及び広報活動を行うものとする。

**(調査研究)**

第13条 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施のために必要な調査研究を行うものとする。

**(年次報告)**

第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等を取りまとめ、報告書を作成し、これを公表するものとする。

**(苦情及び相談への対応)**

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画推進施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱い等に関する苦情又は相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

**第3章 沼津市男女共同参画推進委員会**

**(設置)**

第16条 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同

参画推進施策を円滑に推進するため、沼津市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第17条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第11条第2項の規定による意見を述べること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

**(組織)**

第18条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

(3) 事業者の代表者

(4) 市民団体の代表者

3 委員は、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないよう選任するものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(委員長及び副委員長)**

第19条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

**(委任)**

第21条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**第4章 雑則**

**(補則)**

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づき策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。



# 第6次沼津市共同務 課沼津男女共同 参画計画

発行 令和8年3月  
沼津市役所地域自治課  
☎055-934-4807  
kyodo@city.numazu.lg.jp